令和7年10月1日

第4回羽島市議会定例会議案 (追加)(2)

	目	次		
議第75号	羽島市家庭的保育事業等	等の設備及び運	営に関する基準を定	営める
	条例等の一部を改正する	条例について		3

議第75号

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年10月1日提出

羽島市長 松 井 聡

【提案理由】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(令和7年内閣府令第80号)の公布に伴い、羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正するものである。

羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を 改正する条例

(羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第1条 羽島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2 6年羽島市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	
第13条 家庭的保育事業者等の職員	第13条 家庭的保育事業者等の職員	
は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の</u>	は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の</u>	
10第1項各号に掲げる行為その他当	10各号 に掲げる行為その他当	
該利用乳幼児の心身に有害な影響を与	該利用乳幼児の心身に有害な影響を与	
える行為をしてはならない。	える行為をしてはならない。	

(羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正)

第2条 羽島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年羽島市条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条 特定教育・保育施設の職員は、	第25条 特定教育・保育施設の職員は、
教育・保育給付認定子どもに対し、児	教育・保育給付認定子どもに対し、児
童福祉法 <u>第33条の10第1項各号</u>	童福祉法第33条の10各号
<u>(幼保連携型認定こども園である特定</u>	
教育・保育施設の職員にあっては、認	
定こども園法第27条の2第1項各	
号、幼稚園である特定教育・保育施設	
の職員にあっては、学校教育法第28	
条第2項において準用する認定こども	
園法第27条の2第1項各号)に掲げ	に掲げ
る行為その他当該教育・保育給付認定	る行為その他当該教育・保育給付認定

為をしてはならない。

子どもの心身に有害な影響を与える行子どもの心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。

(羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正) 第3条 羽島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和 7年羽島市条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(虐待等の防止)	(虐待等の防止)	
第14条 乳児等通園支援事業者の職員	第14条 乳児等通園支援事業者の職員	
は、利用乳幼児に対し、法第33条の	は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の</u>	
10第1項各号に掲げる行為その他当	10各号 に掲げる行為その他当	
該利用乳幼児の心身に有害な影響を与	該利用乳幼児の心身に有害な影響を与	
える行為をしてはならない。	える行為をしてはならない。	

(羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部 改正)

第4条 羽島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成26年羽島市条例第36号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前	
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)	
第12条 放課後児童健全育成事業者の	第12条 放課後児童健全育成事業者の	
職員は、利用者に対し、法第33条の	職員は、利用者に対し、法第33条の	
10第1項各号に掲げる行為その他当	10各号 に掲げる行為その他当	
該利用者の心身に有害な影響を与える	該利用者の心身に有害な影響を与える	
行為をしてはならない。	行為をしてはならない。	

附則

この条例は、公布の日から施行する。